

静岡県と中北薬品株式会社との包括連携協定

静岡県（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図るため、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携し、双方の資源を有効に活用した協働を推進することにより、一層の地域の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 地域の安全・安心の確保、災害時の支援に関すること
- (2) 県政情報の発信に関すること
- (3) 子ども・青少年の育成支援、子育て支援に関すること
- (4) 文化・芸術・スポーツの振興に関すること
- (5) 地域産業の振興、雇用の促進に関すること
- (6) 健康増進、高齢者・障害のある方への支援に関すること
- (7) その他、県政の推進や住民サービスの提供に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙の合意の上、決定する。

（協定の内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲及び乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に当たって知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、漏洩してはならない。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して、疑義等が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

令和7年7月4日

甲：静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

鈴木 康友

乙：愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号
中北薬品株式会社
代表取締役社長

中北 馨介